

# 第23回期 第32回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年2月14日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(委員0人・推進委員1人)

推 進 委 員 (中根松) 江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第69号 農地法5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第71号 令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

- 6 農業委員会事務局職員  
 事務局長 岡部 真  
 主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。        会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第32回浅川町農業委員会総会を開会いたします。        みなさま、こんにちは。立春が過ぎ、温かい日が続いているような感じがしています。例年は寒い日が続くのがいつもの状態でしたが、今年は暖冬で春先のような天候が続いています。雪がほとんど降っておらず、春先の田植に向け、水不足を心配する声がいろんなところから聞こえてきています。それに伴い、病害虫も多くなるのではないかと農家にとって心配ごとが増えています。心配事のひとつとして、メディアで取り上げられている新型の肺炎には十分注意していただくとともに、毎日の手洗いやうがい等を励行していただき、予防に努めていただきたいと思います。健康に注意していただき、委員としての活動に努めていただくようによろしくご協力願いたいと思います。        本日の議案は2件でございます。いつものように慎重な審議をお願いいたします。あいさつとします。総会終了後には農業団体との連携会議もありますので、こちらへの出席方もよろしく願います。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。        農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第32回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。        なお、推進委員の出席は11名中、10名です。中根松地区担当推進委員江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。        浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。         (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、2番酒井秀忠委員、3番鈴木政吉委員を指名いたします。        次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。        それでは、議事日程第3、議案第69号、農地法5条の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。        ここで皆様にご報告いたします。議案第69号、農地法第5条番号②の案件ですが、議案化したあとで2月に入ってからその内容に訂正が発生することとなりました。        そのため本案件は皆様にお配りの議案内容では審議できないこととなったた</p>

<p>事務局長</p>	<p>め、今回審議は見送り来月以降に審議することといたします。 番号①の案件について、事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第69号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>はい。浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。 議案第69号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人*****、*****さん、譲受人*****、*****さん、以下議案書に記載のとおりです。2月11日午前9時より地区副担当の會田委員、酒井委員及び譲渡人、譲受人立会いのもと、現地にて調査をしてまいりました。 *****の畑と*****の宅地、合計*****㎡の敷地に木造カーポートとして駐車場を設置するものです。雨水は町道側溝に排水するそうです。調査事項の一般基準の各項目に該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。 本件は顛末案件となります。4年ほど前、**さんは向かいに住む**さんより、自分は社会人となったので車通勤をするために、駐車場として申請地を貸してほしいと申し出があり、場所を貸していました。そして現在、借りていた場所を全面的に譲っていただいて駐車場に使いたいと話がまとまり、このことから転用申請を行うに至りました。なお、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。 まず、立地基準については、農地転用許可基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することができないと認められる場合に許可されることとされておりますが、自宅に近いことや効率の面から選定されており、適当であると思われま。</p> <p>転用目的は、駐車場として利用するためです。 一般基準の各項目についてですが、 転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。 権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権設定等はされていませんでした。 遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年4月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。 申請農地と一体として使用する土地もまた譲渡人の所有地であり、許可後は一体的に利用します。</p>

<p>会 長</p>	<p>事業目的に対しての申請面積ですが、駐車台数からみて、適当であると思われます。</p> <p>周辺は宅地に囲まれ、農地の広がりはありません。汚水は発生せず、雨水は既設側溝へ排水させる計画で、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第69号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第69号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第69号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第70号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続いて事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも太田輪地区の担い手として名前があげられております。設定人は同じ太田輪地内の****さんです。今回利用権を設定しようとする**さんの田んぼは、これまでも**さんに作業を委託していて、実際には**さんが耕作をしている状態でした。今回、正式に利用権の設定を行い、地域の担い手となった**さんに田んぼの耕作をまかせたいということでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して小貫・太田輪地区推進委員八木沼進委員の意見を求めます。</p>

八木沼委員	<p>小貫・太田輪地区推進委員の八木沼です。</p> <p>先日、借受人の**さんに確認をしたところ、事務局からの説明のとおり以前から作付けをしており、利用権を設定して今後耕作していくとのことでした。なお、町の認定農業者にもなっており、基盤法18条第3項のいずれの要件も満たしていると思われるので、何ら問題ないものと考えます。審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第70号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第70号①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第70号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に議案第71号、令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続いて説明いたします。</p> <p>農業委員会では、農地法第52条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年2月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農事組合長をとおして資料を配布しておりました。本日は令和2年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。</p> <p>参考としまして、平成31(令和元)年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付させていただいております。</p> <p>中身の説明ですが、比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する昨年度の数値となります。白河市においては、すでに令和2年度の決定がなされているため比較表中、白河市東地区の数値については2年度の内容となっております。</p> <p>実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業委員、推進委員の皆様で2年度の参考資料の内容についてご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。</p>

会 長	<p>それでは時間もかかりますので暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。</p> <p>(休議 1時55分) (再開 2時22分)</p>
会 長	<p>それでは再開いたします。 議案第71号について、事務局より金額を報告します。</p>
事務局長	<p>令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額をと申し上げます。</p> <p>まず、1農作業労働賃金について、(1)臨時雇作業、一般作業7,000円、田植7,000円、稲刈7,000円、除草7,000円、オペレータ料金8,000円。(2)請負作業、新たに設定するマニアスプレッダーが堆肥込み10a当たりで5,000円、ロータリー耕6,500円、すき耕7,000円、代かき7,000円、育苗出芽500円、育苗硬化825円、機械田植6,000円、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン28,500円、乾燥・調整1,000円、粃すり650円、機械あぜぬり50円。次に、2農地賃借料について、田の上田8,000円、中田6,000円。畑の資料畑4,000円、普通畑は定めない。備考欄についての変更はありません。以上です。</p>
会 長	<p>議案第71号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
事務局長	<p>全員賛成ですので、議案第71号、令和2年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について決定といたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
我妻委員	<p>はい。いいですか。</p>
会 長	<p>我妻委員、どうぞ。</p>
我妻委員	<p>農地利用意向調査の未提出者一覧をもらったが、1月総会でもいただいて、そのあとに未提出者に提出をするように話に行った。実際、回答の仕方もよくわからないようだったし、農業委員としてはそこをどのように説明し、どのような方向性を持って話を進めていったらいいのか、教えてもらいたいと思います。</p>
圓谷主査	<p>意向調査への回答の選択肢は5つありますが、どれで回答するのが一番良いかというのはありません。ですが、農業委員会では農地が荒れていくのを防ぎたい、担い手に集約していきたいというのがあります。遊休農地の所有者に対してその</p>

	<p>農地をどうしたいのか聞いたうえで、今後耕作する見込みがないような場合には、中間管理機構に貸し付けする意向があるのかどうかを伺ってもらいたいです。そうであるなら貸し付けの意思ありとの回答になります。自分の土地だからというような場合には、自ら耕作や自ら利用権の設定をする、あるいはその他で維持管理をしていきます、との回答が出てくると思われます。自らの管理する方には農地が荒れないよう責任を持って管理してくださいと指導することになります。預けたいという方には、借りる方の都合もあるかと思いますが、その農地と耕作する人を結びつけることが私たちにも求められています。借入できそうな目途があれば、例えば隣を耕作している人が農地を広げてもいいと考えている場合には、積極的に貸し出しすることを提言してもらいたいです。そうやって遊休化を防いでいきたいと考えます。</p>
我妻委員	<p>実際の集まった回答はどの回答が多かったのか。</p>
圓谷主査	<p>一番多かった回答は、その他というものでした。付け加える形で耕作の予定はないけれども、草刈りを行って維持管理をしていくという回答が多く出ています。その次は、農地中間管理機構へ貸し付けるというものでした。</p>
我妻委員	<p>中間管理機構に貸し付け意向ありで出している農地も結局のところ、マッチングできなかつたら2年後には返されて、そうすれば農地から除外することになるのですか。</p>
圓谷主査	<p>そこが本当に荒れて耕作できないような状況になっていけば、非農地判定して、一連の手順で除外することになります。ですが、団地内の農地や連続した農地であって、まとまりの中から一部分を除くような形はよろしくないと思われまます。遊休化させないように対策を考え、指導に入ったり、調整を行って農地を守り、維持していくのが役割だと考えています。</p>
会 長	<p>その他ありますか。なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会は3月17日（火）午後1時30分予定です。          次回の議案ですが、別段面積の設定について審議を予定しています。平成28年4月から浅川町では50aから30aへ下限面積を下げっており、それ以降この面積を適用させています。毎年審議することとされているため提案予定ですが、30aから変更しない方針であり、議案書もその方向で作成します。何かあるときはご意見ををお願いします。          今日はこの後、関係団体との連携会議を開催します。会場準備の間、別室でお待ちください。          農業委員改選関係のことで連絡です。募集期間が20日までとなっています。期限も迫っておりますので、行政区長さん等への催促をお願いします。</p>
川音委員	<p>行政区長は20日までだっただけわかっているのか。周知はされているか。説明会の時は21日だったのでわかっていないのでは。</p>

圓谷主査	通知文でお知らせしたので、20日が期限だとわかっているはずですが。
川音委員	推薦人3名というのはどんな人を揃えないといけないか。なんだかんだで人選しないとイケないのか。そちらも手間になっているのではないか。
事務局長	行政区も1団体としているので、行政区推薦であれば、推薦の要件は満たしています。その場合では推薦者3名というのは必要ないので、空欄にして提出していただいてもよいです。
会 長	20日が期限だということなので、各委員さんそれぞれ地区に戻ったら、確認してもらって、まだ未提出であれば、行政区長さんへ提出を促してもらえますか。話し合いの場はどの地区でも設けたようなので、それを提出してもらおうように話をしてみてください。
圓谷主査	少しだけご連絡させていただきます。意向調査回答の集計結果をお示ししています。今後のマッチングについてご検討願えればと思います。なお、意向の回答がなかった未提出者は名簿のとおりです。期限は過ぎていますが、固定資産の課税強化という話もあります。調査票での提出にこだわらないので、意向だけでも伺えたらご連絡お願いします。
会 長	その他、何かありましたならお願いします。 ないようですので、それでは、以上を持ちまして第32回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。



浅川町農業委員会 会 長 ⑩

---

同 議事録署名委員 ⑩

---

同 議事録署名委員 ⑩

---